

千葉県グリーン購入推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市は、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に則して、本市の事業に必要な物品等の調達に関し、環境に与える負荷の少ない物品等を優先して購入する「グリーン購入」の推進を図るため、庁内に千葉県グリーン購入推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市におけるグリーン購入の基本方針となる「千葉県グリーン購入推進方針」を策定すること。
- (2) グリーン購入推進物品、判断基準及び調達目標等の設定に関すること。
- (3) その他、グリーン購入の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は環境局長をもって充て、副本部長は環境保全部長をもって充てる。
- 3 本部長は会務を総理し、本部を代表する。
- 4 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

(推進班)

第5条 本部長は、グリーン購入推進方針の策定、グリーン購入推進物品の設定等に係る専門的事項を調査検討させるため、本部に推進班を置く。

- 2 推進班は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 推進班の班長は、本部長の指名する者をもって充てる。
- 4 本部長は、必要に応じ、関係者を推進班に加えることができる。

(事務局)

第6条 本部の運営を円滑に行うために、事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長及び事務局員をもって組織する。
- 3 事務局長は、環境総務課長の職にある者をもって充てる。
- 4 事務局員は、事務局長の指名する者をもって充てる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

総務部長
情報経営部長
財政部長
資産経営部長
資源循環部長
建築部長
土木部長
会計室長
教育総務部長

別表 2

総務局総務部総務課長補佐
総務局情報経営部業務改革推進課長補佐
財政局財政部財政課長補佐
財政局資産経営部管財課長補佐
財政局資産経営部契約課長補佐
環境局環境保全部環境総務課長補佐
環境局環境保全部環境規制課長補佐
環境局環境保全部脱炭素推進課長補佐
環境局資源循環部廃棄物対策課長補佐
都市局建築部建築管理課長補佐
建設局土木部技術管理課長補佐
会計室室長補佐
教育委員会事務局教育総務部総務課長補佐